

労働組合からパリテ

意思決定の場に女性を



2020年度 新聞労連

特別中央執行委員（女性役員枠）公募について

新聞・通信社で働く女性の比率は現在約2割。新規採用者ではほぼ半数になっています。育児・介護との両立やセクシュアルハラスメントの問題など、女性の組合員が直面している課題に応えることは、労働組合として喫緊の課題です。

しかし、新聞労連のいわゆる「役員会」である中央執行委員会は長年、女性の働く仲間が増えているにもかかわらず、意思決定の場にほとんど女性がない状態が続いていました。

この状況を見直そうと、新聞労連は2019年1月の臨時大会で、女性が役員会に参加する方法を増やすために規約を改正。公募による「特別中央執行委員」（女性役員枠、最大10人）を新設しました。**労連役員の3割超が女性**になるように目指すものです。

この規約改正を後押ししたのは、女性の組合員の皆さんの声でした。

2018年12月の中央執行委員会の直前、100人を超える組合員から「積極的是正措置」の実行を求める意見書が労連本部に提出されました。その中には「新聞社はまだまだ男性社会。私自身もここで働き続けられるのか、未来があるのか、不安に襲われます」という悲痛な声も綴られていました。

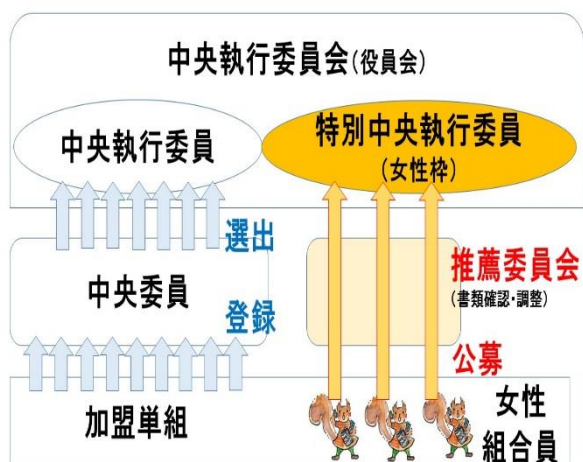
2019年7月の定期大会で選出された1期目の特別中執のメンバーは早速、働き方からジャーナリズムのあり方まで様々な取り組みを行い、ボトムアップで変える原動力になりました。ぜひ、多くの皆さんの応募によって**誰にとっても働きやすく、希望を持って仕事ができる新聞・通信社**を作っていきましょう。

新聞労連は、全国87の新聞・通信社の労働組合が加盟する産別組織です。会社の枠を超えて、雇用確保や労働条件の向上、ジャーナリズムの強化などに取り組み、経営者側の「日本新聞協会」への要請行動も定期的に行っています。また、国際ジャーナリスト連盟(IFJ)に加盟し、世界的規模でのジャーナリスト運動にも参加しています。

そうした新聞労連の活動を、日常業務を統括する本部四役や書記と共に運営するのが中央執行委員です。

加盟単組が中央委員として労連に登録したメンバーから選ばれ、年6~7回行われる中央執行委員会(いわゆる役員会)の議論に参加します。毎年7月に開かれる定期大会(2021年は特例で4月予定)で決められた方針に基づき、日常的な意思決定を担い、専門部長を兼ねることもあります。

特別中央執行委員(女性役員枠)は、中央委員としての登録の有無にかかわらず、女性組合員が公募によって、中央執行委員会(役員会)に参加できるようにするために新設された役職です。これまでの中央執行委員と同等の権限を持っています。



●新聞労連の役員になるメリットは？

1 役員会での発言権や議決権
特別中央執行委員になると、新聞労連のいわゆる「役員会」での発言権や議決権があります。また、メーリングリストなどを使った日常的な議論にも参加できるようになります。あなたの声が、より新聞労連の方針に反映されるようになります。

2 新しい働き方やジャーナリズムのあり方を提言
新聞労連では特別中央執行委員(女性枠)の創設とあわせて、「男性中心」といわれたメディアのあり方を変えていくプロジェクトを進めています。これまでのメディア業界は、男性を前提にした働き方・昇進などの評価基準でした。また、報道の仕方も「男性目線」への偏りが指摘されています。特別中央執行委員になれば、実態調査などを行い、誰もが働きやすい新しい時代の新聞・通信社やジャーナリズムのあり方を一緒に考え、提言していくことができます。



3 相談・救済のネットワークづくり
2018年4月に起きた財務事務次官のセクシュアルハラスメントの問題をきっかけに「メディアで働く女性ネットワーク」ができるなど、ネットワーク型の解決策が注目されています。セクシュアルハラスメント以外にも、ネット上などで女性が攻撃に遭うリスクが高まっている問題もあります。特別中央執行委員になれば、こうした問題に対応する相談・救済のネットワークを主体的につくっていくことができます。

●1期目(2019年度)の取り組み

特別中央執行委員を創設したことで、2019年度の新聞労連の役員は33人中11人(33%)が女性になりました。1期目の主な取り組みを紹介します。

★全国女性集会(19年11月)

長崎市幹部から取材中に性暴力を受け、訴訟を闘っている現役記者を支える会の発足イベントも兼ねて、長崎市で開催。作家の北原みのりさんらを招いたシンポジウム「#MeToo とメディア 私たちは変わるか」や、フラワーデモを実施しました。全国の女性組合員のネットワークができるとともに、こうした様子は連日報道され、長崎を中心に被害者支援の輪を広げることにもつながりました。



★「女性管理職調査」と

「国際女性デー」連携企画(20年3月)

20年1月の春闘臨時大会のジャーナリズム大賞の表彰式で特別中央執行委員が呼びかけ、会社の枠を超えて3月8日の「国際女性デー」にちなんだキャンペーン報道を展開。ジェンダーギャップ指数121位の日本社会を報道から変えていくことを目指しました。同時に各社のジェンダーバランスを明らかにする「女性管理職調査」も初めて実施しました。



★組合員アンケート(19年10~12月)と新聞協会への要請(20年2月)

労連結成70周年プロジェクトの組合員アンケートの作成・分析の中心を担いました。女性の組合員から労連の過去の調査を大きく上回る回答が集まり、性差別や女性管理職が少ない弊害、セクシュアルハラスメントの実態を浮き彫りにしました。こうした結果は、日本新聞協会にも提出。協会幹部への要請では、特別中央執行委員が「協会として明確な目標数値がないと、いくら時間を経ても変わらない」「若手はどんどん業界からいなくなっている。積極的な意思を持ったアクションを求めている」と訴え、最終的に協会側も「思いを十分受け止める」と応じました。

★春闘やコロナ対策などへの反映

19年9月の中央執行委員会で全国の労連役員が集まったとき、単組で委員長を務める男性の中央執行委員が、育児中の女性社員が勤務時間に制約をつけると、業務手当がゼロになってしまう問題への悩みを打ち明けました。「育児中で夜は職場を離れるけど、市政担当のキャップを務めていて、スクープもたくさん書いている。それなのに業務手当がゼロで賃金は10万円台。なんとか改善したい」

すると、特別中央執行委員の1人が「それは春闘で何とかしないとイケないですよ」と乗り出し、各社の実態調査を始め、労連の春闘方針に反映。新聞業界全体で改善につなげていけるような取り組みを進めました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた労連の提言のとりまとめにあたって、ジェンダーに配慮した対策を盛り込むことにつなげました。

●特別中央執行委員の応募要件は？

- ・新聞労連加盟労組の組合員であること
- ・新聞労連の大会(定期・臨時の年2回)や、「役員会」(中央執行委員会など年6～7回)に可能な限り毎回出席すること
- ・組合役員の経験の有無や年齢は問いません
- ・再選は妨げません
- ・大会・役員会に出席するための「交通費」「宿泊費」「日当」は労連本部が負担します

●応募の流れは？

1 新聞労連のホームページや各単組に配布された「応募用紙」に記入 《記入する内容》

- ① 特別中央執行委員を志望する理由(新聞労連に対する考え方も含めて、800字以内)
- ② 応募にあたり労連本部に考慮して欲しいことや気がかりな点

2 ※8月20日(木)労連本部必着 所属する単組を通じて、 労連本部に「応募用紙」を提出 (FAXまたは郵送)

3 ※8月下旬～9月上旬 女性の労連役員経験者と 本部4役による推薦委員会の開催 (提出書類の内容を確認し、調整)

4 労連中央委員会で選出 (任期は2020年9月～21年9月 まで1年)

●労連から単組・地連の皆さんへのお願い

- ① 労連本部として周知に取り組みますが、より組合員の皆さんと身近な各単組においても、機関紙などによる周知へのご協力をよろしくお願いいたします。地連単位で女性集会を開く場合は、労連本部から役員を派遣するなどの支援をします。
- ② せっかく特別中央執行委員(女性役員枠)に選ばれた方が、職場との板挟みで苦しむことは避けたいところです。「推薦委員会」で提出された公募書類の内容を確認する過程では、単組と十分相談をしながら進めます。また、必要に応じて、労連本部としても「職場の理解」が得られるための支援をしていきます。
- ③ 特別中央執行委員(女性役員枠)は、各単組の代表ではなく、労連全体を代表した仕事が期待されています。各単組の機関紙の原稿を書いたり、地連常任委員会に出席したりして、中央執行委員会の報告を行うことは、特別中央執行委員に求められている仕事ではないことをご理解いただければ幸いです。ただ、単組や地連内での話し合いで特別中央執行委員が自主的に取り組むことを妨げるものではありません。
- ④ 単組の執行委員会での機関決定は立候補段階では必ずしも求めません。労連役員選出にあたって、各単組内で必要な機関決定は、9月の労連中央委員会で正式に選出された後でも結構です。

日本新聞労働組合連合(新聞労連)

〒113-0033

文京区本郷2-17-17-6F

電話: 03-5842-2201

FAX: 03-5842-2250

E-mail: jnpwu@mxk.mesh.ne.jp



2020年4月17日発行